



計画の策定にあたって

1 計画の策定趣旨と背景

近年、少子高齢化や情報化の進展、地域社会の空洞化や人間関係の希薄化が進むなど、国内を取り巻く社会環境や価値観が急激に変化している中、スポーツへの期待はますます高まってきています。

国では、平成 22 年8月に「新たなスポーツ文化の確立」を目指す姿とし、「人（する人、観る人、支える（育てる）人）の重視」、「連携・協働の推進」を基本的な考えとした「スポーツ立国戦略」を策定しました。そして、社会の現状や環境の変化を踏まえ、スポーツ界における新たな課題に対応するため、スポーツ振興法を 50 年ぶりに全面改正し、新たにスポーツ基本法を平成 23 年8月に施行しました。平成 24 年3月には「年齢や性別、障がいなどを問わず、広く人々が、関心、適性などに応じてスポーツに参画することができる環境」を整備するために、「スポーツ基本計画」を策定しました。

千葉県では、平成 23 年6月に公布されたスポーツ基本法の趣旨や、平成 22 年12月に制定された千葉県体育・スポーツ振興条例に基づき、県の体育・スポーツのあるべき姿を展望した、総合的な指針を示す、第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を策定しました。「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』の実現を目指し、「するスポーツ」「みるスポーツ」「ささえるスポーツ」の推進に取り組んでいます。

本市においても、スポーツ振興を推進するため、平成 19 年3月に「市川市スポーツ振興基本計画」を策定し、市民と行政が一体となって、各種取り組みを進めてきました。

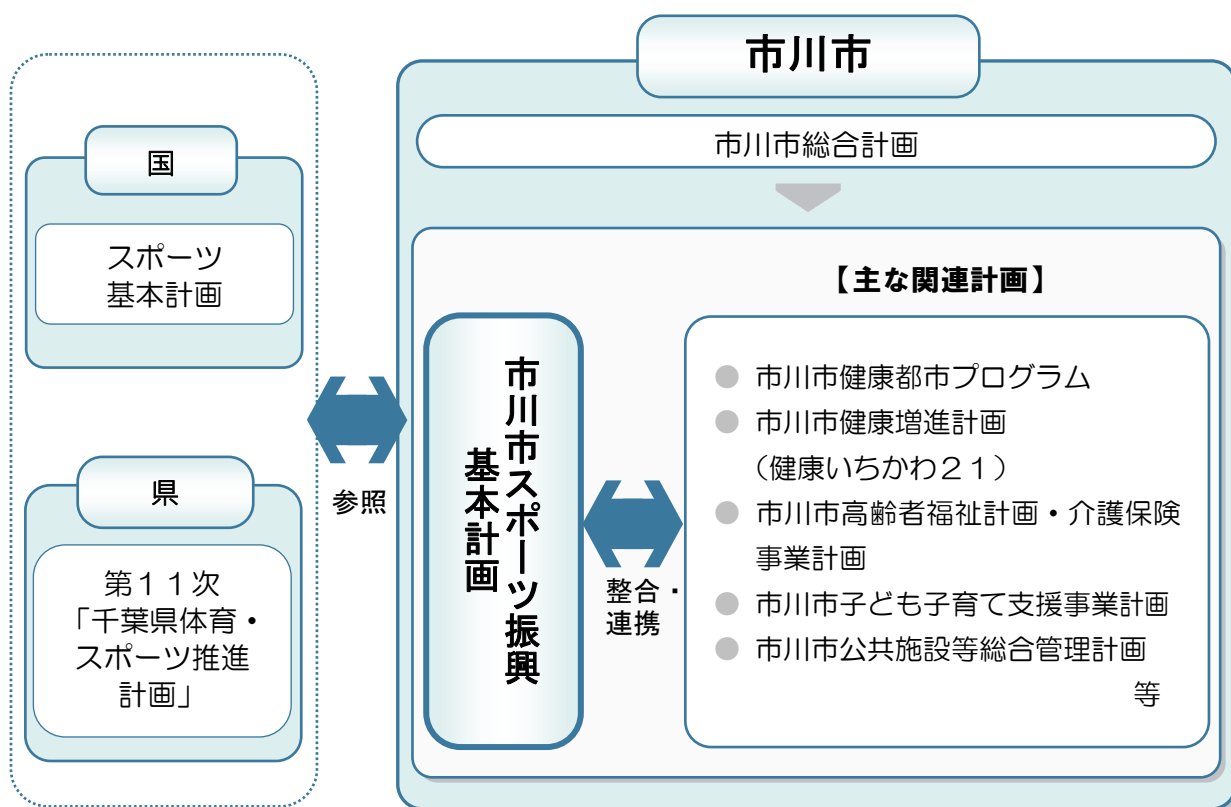
東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることが決定し、市民のスポーツに対する関心が高まることが期待され、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけにして、スポーツの推進に繋がる施策の展開も急務となるなか、現在の「市川市スポーツ振興基本計画」の計画期間が終了することから、国の基本計画や県の計画を参照するとともに、社会状況の変化や地域特性からみられる新たな課題などに対応するため、「市川市スポーツ振興基本計画」の見直しを行うものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の「スポーツ基本計画」及び県の第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」を参照して見直しを行うものです。

市川市総合計画では、施策目標として「スポーツ環境の充実」と設定しており、その目標の実現に向け、本計画に基づき、施策や事業を推進していきます。

また、市の関連計画との整合性を踏まえた計画とします。



【参考】 スポーツ基本計画（国）

（背景と展望）

スポーツ基本法におけるスポーツの果たす役割を踏まえ、目指すべき具体的な社会の姿として以下の5つを掲示。

- ①青少年が健全に育ち、他者との協同や公正さと規律を重んじる社会
- ②健康で活力に満ちた長寿社会
- ③地域の人々の主体的な協働により、深い絆で結ばれた一体感や活力がある地域社会
- ④国民が自国に誇りを持ち、経済的に発展し、活力ある社会
- ⑤平和と友好に貢献し、国際的に信頼され、尊敬される国

（今後10年間を見通したスポーツ推進の基本方針）

「年齢や性別、障がい等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」を基本的な政策課題とし、次の課題ごとに政策目標を設定。

- ①子どものスポーツ機会の充実
- ②ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- ③住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
- ④国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
- ⑤オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会の招致・開催等を通じた国際貢献・交流の推進
- ⑥スポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
- ⑦スポーツ界の好循環の創出

（今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策）

1. 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実
2. 若者のスポーツ参加機会の拡充や高齢者の体力づくり支援等のライフステージに応じたスポーツ活動の推進
3. 住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備
4. 国際競技力の向上に向けた人材の養成やスポーツ環境の整備
5. オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会等の招致・開催等を通じた国際交流・貢献の推進
6. ドーピング防止やスポーツ仲裁等の推進によるスポーツ界の透明性、公平・公正性の向上
7. スポーツ界における好循環の創出に向けたトップスポーツと地域におけるスポーツとの連携・協働の推進

【参考】 第11次「千葉県体育・スポーツ推進計画」

（基本理念）

これからの千葉県の体育・スポーツのあるべき姿を展望し、「すべての県民がスポーツに親しみ、スポーツの楽しさや感動を分かち合いながら、健康で活力ある生活を送り、互いに支え合う『スポーツ立県ちば』」の実現を目指すもの。

（千葉県体育・スポーツ推進施策の視点〈計画の柱〉）

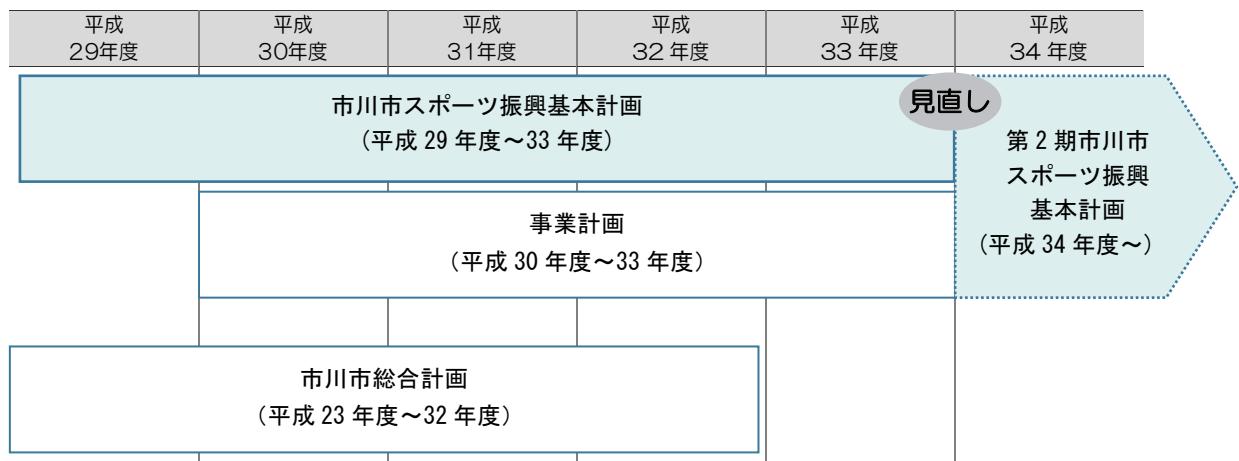
- ①生涯スポーツの推進
- ②子どもの体力向上と体育の充実
- ③競技力の向上
- ④スポーツ環境の整備
- ⑤スポーツを活用した地域の活力づくり

3 計画の期間

本計画は、現行計画の一部見直しを行うとともに、5年間継続することとし、平成33年度までを計画期間とします。

また、スポーツ環境の変化や計画の進捗具合などに対応するため、本計画に基づく事業計画を作成し、具体的な取り組みや目標を明確にし、効率的な推進を図っていきます。

事業計画は、平成33年度までの4年間の計画としますが、計画期間内であっても、状況に応じて見直しを行い、計画の実効性を高めます。



【計画の見直しにあたって】

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の影響や機運の醸成など、大きな影響力に柔軟に対応し、市の方針や市民のニーズを反映するため、また、市の財産として何が残せるか、開催後に検討し、様々なことを反映して、次期計画を策定することとし、現行の計画を一部見直し、5年間継続する。